

特許制度研究会について

2009年1月
特許庁

1. 背景

(1) 近年の知的財産をめぐる動向

近年の知的財産制度を取り巻く環境は、経済のグローバル化、IT化、技術の高度化などに伴うイノベーションのオープン化の進展、M & Aの拡大などの企業行動を背景に、大きく変化しつつある。

従来、知的財産は、専ら企業が自社の研究開発成果の保護に利用されてきたが、近年では大学、研究機関、ベンチャー・中小企業などの研究開発成果を第三者が活用してビジネス展開するためのツールや、IT分野などの標準技術を一体的に保護するためのパテントプールなどのように、その活用形態が大きく変化している。

特に海外においては、技術や市場に国境がない中で、大学や研究機関の研究開発活動とビジネスとを連結するファンドの組成、こうしたファンドの国境を越えた活動などが盛んとなっている。

一方、国際的には、米国における判例の推移¹や先発明主義の放棄などを謳った特許制度改革法案の動向、世界知的所有権機関(WIPO)でのPCT改革の議論、先進国を中心としたPPHのプルリ化など、知的財産の制度調和の動きも着実に進展しつつある。

これらのように、世界市場におけるイノベーションと知的財産をめぐる動向は、プロパテントからプロイノベーションへと進展しつつあり、結果として従来の知的財産制度に新たな論点を生んできている。

(2) 我が国の現下の経済状況と特許庁の取組

現在、我が国は未曾有の国際的な金融危機に加え、厳しい資源・環境制約、人口減少、国際競争の激化などの構造的課題に直面している。こうした中で、我が国産業の国際競争力を強化し、持続的な経済成長を実現するためには、付加価値の源泉であるイノベーションの促進が重要になっており、その実現に貢献するための知的財産システムの構

¹ 米国においては、過去の連邦巡回区控訴裁判所(CAFC)において積み重ねられた判例法を、eBay事件やKSR事件等の連邦最高裁判決やBilski事件のCAFC大法廷判決により修正することで、プロパテントに振れていた権利者保護の水準を国際的なレベルに引き戻したとの指摘がなされている。

築が求められている。

これらに対応するため、昨年「イノベーションと知財政策に関する研究会」においては、プロパテント政策の基本理念の下、イノベーションを促進する観点から、持続可能な世界特許システムの実現、特許システムの不確実性の低減、イノベーション促進のためのインフラ整備の3つの観点から13項目の政策提言がなされ、特許庁としても対策に着手したところである。

2．研究会設立の趣旨

知的財産システムの中核をなす特許制度は、明治18年に公布された「専売特許条例」から124年の歴史を有し、現行法である昭和34年法の制定から既に50年が経過しようとしている。

この間、国内外の環境の変化や制度利用者の要請に応じた累次の改正を実施してきたが、特許法の根幹部分が現行法の制定当時から変更されていない。

欧米・アジアなどの各国でも特許制度をめぐる議論が活発化する中、プロパテントからプロイノベーションに向けて特許制度の基本設計を見直す時期がきており、国際的な特許制度の議論をリードする意味でも、現行特許法の制定・公布50年の節目を迎える本年、今後の特許制度の在り方について、原点に立ち返って包括的な検討を行うための特許庁長官の私的研究会（「特許制度研究会」）を設置することとする。

3．検討の方向性

本研究会では、現行法の課題として挙げられている以下のような課題を念頭に置きつつ、イノベーションを推進する特許制度の在り方について検討する。

- ・ 知的財産活用によるビジネス態様の多様化への対応
- ・ 行政・司法を通じた迅速・効率的な紛争解決制度の整備
- ・ 特許の質の向上によるビジネスリスクの軽減
- ・ 特許審査の迅速化と制度利用者のニーズへの対応
- ・ 国際的な特許制度調和の推進

具体的には、イノベーションと知的財産をめぐる環境変化、知的財産訴訟における権利安定性の確保、世界的な特許出願増大などの課題に対して抜本的な解決策を探るべく、検討の方向性の柱として、イノベーションを加速するわかりやすい特許制度、裁判でもしっかり守られる

強い特許権、 国際協調により世界で早期に特許が成立する枠組みを掲げ、特許制度のあるべき理想像について多角的・包括的に検討する。

(検討項目)

- 1 . 特許権の効力の見直し、
- 2 . 特許の活用促進、
- 3 . 迅速・効率的な紛争解決、
- 4 . 特許の質の向上、
- 5 . 迅速・柔軟な審査制度の構築、
- 6 . 国際的な制度調和の推進